

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿

各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより外皮基準に適合させることが困難であると認める際の判断について（技術的助言）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）の附帯決議において、「地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること」とされた。これを踏まえ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）附則第 2 条の所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第 1 条第 1 項第 2 号イ（以下「外皮基準」という。）に適合させることが困難であると認めるもの（以下「気候風土適応住宅」という。）については、法第 19 条第 1 項の規定による届出において、外皮基準の規定は適用しないこととされている。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）附則第 2 項の規定により、省令附則第 2 条の規定を適用する場合において一次エネルギー消費量基準については緩和されることが措置されている。

本技術的助言において、所管行政庁が気候風土適応住宅と認定する際の参考となるよう、別添の通り、気候風土適応住宅の認定のガイドラインを策定したので執務の参考とされたい。なお、本ガイドラインにおいて記載のない要素を用いた住宅についても、地域の状況を考慮し、気候風土適応住宅とすることを妨げるものではない。

各所管行政庁においては、伝統的構法の承継にも配慮しつつ、必要に応じて本ガイドラインを参考に、地域の状況を考慮した認定指針等を策定する等、適切な運用を図ることとされたい。

また、管内の所管行政庁に対してもこの旨を周知されるようお願いする。

気候風土適応住宅の認定のガイドライン

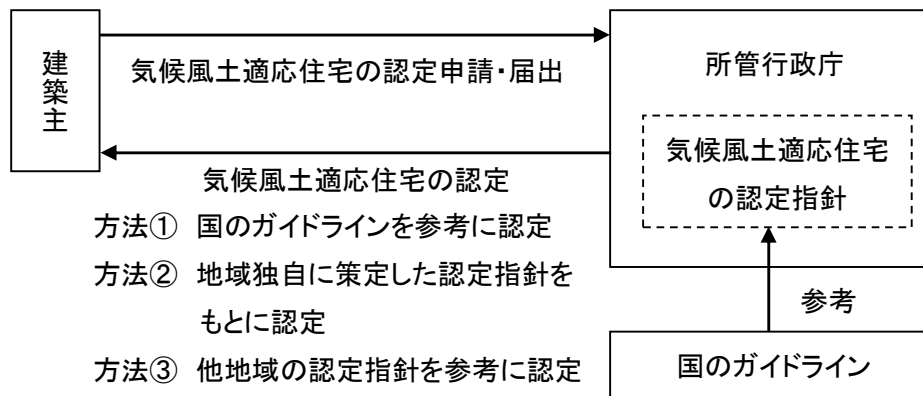
1. 気候風土適応住宅の認定の対象及び基本的な流れ

省令附則第2条に基づき、所管行政庁により個別に気候風土適応住宅の認定を受けた住宅については、法第19条第1項に基づく届出において、外皮基準は適用されないこととなり、一次エネルギー消費量基準も緩和されることとなる。この届出の対象となる住宅は延床面積が一定規模以上のものを予定しており、一定規模未満の住宅は気候風土適応住宅の認定の対象とならないので留意されたい。

また、気候風土適応住宅の認定は住宅用途に限定されているとともに、以下の制度については、外皮基準の適用除外及び一次エネルギー消費量基準の緩和の規定はなく、気候風土適応住宅の認定の対象とならない。

- 1) 法第29条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
- 2) 法第7条に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示
- 3) 法第36条に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定

以下に、省令附則第2条に基づき、所管行政庁による気候風土適応住宅の認定を受けた場合の基本的な流れを示す。



2. 地域風土適応住宅の特徴をとらえる観点

気候風土適応住宅は、様々な観点からその特徴を捉えることができると考えられるが、本ガイドラインでは、次に掲げる5つの観点に着眼する。

1) 様式・形態・空間構成

地域や外部環境に固有の気象要素（外気温、日射、外部風など）の活用や制御に資する、地域に根ざした住宅の様式や形態、空間構成に関する特徴。

2) 構工法

地域で旧来より用いられてきた構造方式や構造材の使用法、劣化外力となる地域の気象要素に対する耐久性向上に資する住宅各部の材料・構法などに関する特徴。

3) 材料・生産体制

地域で生産・供給される建築材料の使用、地域の生産者や職人が住宅生産に関与する仕組みなどに関する特徴。

4) 景観形成

地域のまちなみや集落景観の維持保全に資する、建物や外構の構成、形態、材料などに関する特徴。

5) 住まい方

地域でこれまで培われてきた暮らしを継承しているとみられる住まい方に関する特徴。

3. 気候風土適応住宅の判断にあたっての考え方

本ガイドラインでは、2.において掲げる5つの観点から捉えられる気候風土適応住宅の判断にあたっての考え方を、次のように整理する。

地域の気候及び風土に応じた1) 様式・形態・空間構成、2) 構工法、3) 材料・生産体制、4) 景観形成及び5) 住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であると想定される要素を含む住宅であるもの

4. 地域の気候及び風土に応じた住宅の特徴

表1に、2.において掲げる5つの観点から、地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられる要素の例を示す。地域の気候及び風土に応じた住宅は、一般的に、表1に例示する要素を多面的に備えているものが多いと考えられる。

表1 地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられる要素の例

観 点	区 分		要素の例		
1) 様式・形態・空間構成	内部	内部空間	続き間		
			縁側		
			<small>つちえん (どえん)</small> 土縁		
			玄関 (風除室)		
			高天井		
			吹抜け		
		建具	引戸形式の内部建具		
			欄間		
	内外境界部	屋根・軒	深い軒庇		
			越屋根		
		開口部	大きな窓 (掃出し、連窓、引込み形式、多層構成の建具等)		
			地窓 高窓、天窗		
外部		外部床 (照り返しを抑制する素材) 中庭等 屋敷林			
	構造部分	構造部材	無垢材である製材の使用 断面が大きな構造材の使用 部材現し (軸組、床組、たるき、小屋組等)		
			軸組・耐震要素	<small>さしがもい</small> 貫・差鴨居等の軸組 土塗壁 板壁 (落とし込み板壁等) 土塗壁以外で、外壁両側を真壁としたもの 外壁両側を木材現しにしたもの (校倉・丸太組構法等) 開放的な床下 (石場建て・足固め等)	
小屋組・軒構法				和小屋組 (多重梁) さす構造、たるき構造、登り梁 せがい造り、はね木 (出し梁) <small>めんどいた</small> 面戸板現し	
		接合方式・加工法		金物類の非使用 手刻みによる加工、伝統的な継手仕口	
				非構造部分 (外部)	屋根

観 点	区 分		要素の例
		外壁	板張り壁
			樹皮張り
			がんき 雁木
			高基礎壁
			花ブロック
		開口部	木製建具
			下地窓、無双窓 <small>むそう</small>
			雨戸
			紙障子
			格子
	非構造部分 (内部)	内壁・内天井	塗壁（漆喰塗、珪藻土塗）
			板張り壁
			さねぶち あじろ すのこ 竿縁天井、網代天井、簀子天井
		内部床	土間（三和土） <small>たたく</small>
			畳（稲わら畳床）
床板張り仕上げ			
建材等		自然材料系断熱材	
		調湿材	
		古色塗り、漆塗り等 <small>うるし</small>	
3) 材料・生産体制	地域材料の使用	地域産の木材の使用	
		地域産の自然素材の使用	
		地域で生産される建材の使用	
	地域に根ざした生産・維持管理の体制	技術の伝承	
		地域の住宅生産者が主導する体制 地域の大工、建築職人の登用	
4) 景観形成	景観の維持・形成	地域に根ざす建物形態・材料の使用	
		周囲と調和・連担した外構、緑化計画	
	緑・生態系の維持	地域の植生を活用した緑化	
		緑の連担による生物の生息環境の保全	
5) 住まい方	設備に頼らない暮らし	日常生活空間の縮小化	
		季節に応じた生活習慣（建具の入れ替え、打ち水、風鈴等）	
		季節ごとの衣類の着脱の工夫（冬期の厚着、夏期の薄着等）	
		局所的な採暖器具の利用（囲炉裏、炬燵等） <small>いろり こたつ</small>	
	気象要素を制御・活用する暮らし	窓・雨戸の開け閉めの励行	
		すだれ・よしずの利用	
		雪囲いの利用	

※当該地域の所管行政庁が必要であると認める要素は、表1に掲げる要素の例と同様に取り扱うことができる。

5. 外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例

表2に、4. で例示した地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難である住宅と想定される要素の例を掲げる。

表2 外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例

観点	区分	要素の例		
1) 様式・形態・空間構成	内部	①	縁側	
	構造部材	②	小屋組現し、かつ、野地現し	
2) 構工法	軸組・耐震要素	③	土塗壁（外壁両側を真壁としたもの、外壁片側を真壁としたもの、土蔵造りのもの）	
		④	板壁（落とし込み板壁等）のうち、外壁両側を真壁としたもの	
		⑤	土塗壁以外で、外壁両側を真壁としたもの	
		⑥	外壁両側を木材現しにしたもの（校倉・丸太組構法等）	
		⑦	開放的な床下（石場建て・足固め等）	
		小屋組・軒構法	⑧	せがい造り、はね木（出し梁）
			⑨	めんどいた 面戸板現し
	屋根	⑩	かやぶ 茅葺き屋根	
	開口部	⑪	木製建具のうち、地場で製作されるもの	
		⑫	むそう 下地窓、無双窓	
	内壁・内天井	⑬	さおぶち あじろ すのこ 竿縁天井、網代天井、簀子天井	
	内部床	⑭	たたき 土間（三和土）	
		⑮	床板張り仕上げのうち、下地板を用いず単層床板張りとしたもの	

※当該地域の所管行政庁が必要であると認める要素は、表2に掲げる要素の例と同様に取り扱うことができる。

以上